

市議会定例会付議事件表（その3）

第103号議案	公平委員会委員の選任について……………	(1)
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(2)

第103号議案

公平委員会委員の選任について

次の者を大村市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 浦 一弘



令和4年12月14日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第15号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年12月14日提出

大村市長 園田裕史


専決第16号

専 決 処 分 書

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月8日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 49,500円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |

